

「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針（第二次改訂版）（案）」

について

1 第二次改訂の趣旨

丸亀市では、「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、人権教育及び人権啓発を推進してきました。しかし、前回改訂から約 10 年が経過し、SDGs の推進やデジタル化の進展、多様性への理解の広がりなど、人権を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、インターネット上での人権侵害や性的少数者への理解、災害時の人権への配慮など、新たな人権課題への対応も求められています。

このため、国や香川県の計画との整合を図るとともに、令和 6 年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、本市の実情に即した基本指針へ改訂するものです。

2 第二次改訂の目的

人権問題は、市民一人ひとりに関わる身近な課題です。すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、互いの違いを認め合うことが大切です。

本指針は、人権教育及び人権啓発を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すものです。今回の改訂により、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応しながら、人権意識の向上を図り、誰もが互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 改訂の概要

現行指針の基本理念や施策の方向性を継承しながら、近年の社会情勢の変化や新たな人権課題への対応を踏まえ、本市の実情に即した内容の充実を図ります。

（1）社会情勢の変化への対応

- ・ SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進
- ・ 「ビジネスと人権」の視点の追加
- ・ 複数の差別が重なる「複合差別」への対応

社会の変化とともに人権課題も多様化していることから、新たな視点を取り入れた施策の推進を図ります。

（2）学校教育・社会教育における人権教育の充実

- ・ 学校教育における人権教育の充実
- ・ 社会教育における人権学習機会の充実

市民一人ひとりが人権について学び、理解を深めることができるよう、人権教育の充実を図ります。

（3）市民参加型啓発活動の推進

- ・ 市民が主体的に参加できる啓発活動の推進
- ・ 地域や関係団体との連携強化

市民、地域及び関係団体との協働により、人権尊重の意識の醸成を図ります。

(4) 様々な人権課題への取組の充実

- ・ 同和問題
- ・ 高齢者の人権
- ・ 障がいのある人の人権

など、様々な人権課題への取組の充実を図り、依然として存在する差別や偏見の解消に向け、それぞれの人権課題に応じた取組を進めます。

(5) 感染症患者等及びハンセン病患者等に対する社会情勢の変化への対応

- ・ 感染症患者等への偏見や差別の解消
- ・ ハンセン病患者・元患者及びその家族への理解促進

感染症等に関する誤解や偏見による差別を防ぎ、正しい知識の普及と理解の促進に努めます。

(6) 新たな人権課題への対応強化

- ・ インターネットによる人権侵害への対応
- ・ 性的少数者への理解促進
- ・ 災害に伴う人権問題への対応強化

SNS 等による誹謗中傷や差別的な書き込みなどの人権侵害への対応を図るとともに、多様性を認め合う社会づくりや災害時における人権への配慮を推進します。

4 指針改訂により目指す姿

本指針は、すべての人の人権と尊厳が尊重され、多様性を認め合いながら、誰もが安心して暮らせる人権尊重のまちの実現を目指すものです。